

◎ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）抄（平成二十年四月一日施行）
 （附則第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）</p> <p>第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合においては、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二</p>	

百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から第十三条の四までにおいて「改定基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共

済年金の額とする。

4| 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」という。）による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5| 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第十三条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「

障害共済年金控除額」という。)をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。)より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

1 (追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例

第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額(国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。))が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数(新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すること

により支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三日月未満であるときは、三日月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

（地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）

第三十条 地方の長期組合員（新法第三十八条第二項ただし書に規定する地方の組合の組合員のうち地方の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2
2
4
（略）

第三十条 地方の長期組合員（新法第三十八条第二項ただし書に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2
2
4
（略）

◎ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）抄（平成二十二年四月一日施行）
 （附則第九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。 二 十四（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 新法 国家公務員共済組合法をいう。 二 十四（略）</p>

◎ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）抄（平成二十年四月一日施行）
 （附則第九十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （退職共済年金の額の経過的加算） 第十六条（略） 257（略）</p> <p>8 退職共済年金の支給を受ける者が施行法第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。</p> <p>9 （略）</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額につい</p>	<p>附則 （退職共済年金の額の経過的加算） 第十六条（略） 257（略）</p> <p>8 （略）</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p>

て昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む
）」とする。

(退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例
)

第二十一条 (略)

2 前項(第二号を除く。以下この項において同じ。)の規定の適用を
受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職
共済年金の額(その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該老
齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令
で定めるところにより算定した額(第四項において「老齢基礎年金の
組合員期間相当額」という。)を加えた額とし、障害基礎年金(組合
員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民
年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日がある
ものに限る。)の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額を加え
た額とし、障害基礎年金(組合員でない間に当該障害基礎年金の支給
事由となつた障害に係る同条第一項に規定する傷病の同項に規定する
初診日があるものに限る。)の支給を受けるときは、当該障害基礎年
金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定め
るところにより算定した額(第四項において「障害基礎年金の組合員
期間相当額」という。)を加えた額とする。以下この項及び次項にお
いて「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十
一年度以後の各年度の再評価率(共済法第七十二条の二に規定する再
評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(第
四項において「改定基準率」という。)を順次乗じて得た金額を超え
るときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、控除前退

(退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例
)

第二十一条 (略)

職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を前項の規定により算定した額から控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受けるときは、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、障害基礎年金の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

2 前項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十八条 (略)

2| 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十条第一項」とする。

3| 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を第一項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

4・5| (略)

第二十九条 (略)

2 (略)

3| 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十条第一項及び第二項」とする。

4| 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について準用する。

5| (略)

6| 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十八条 (略)

2| 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

3・4| (略)

第二十九条 (略)

2 (略)

3| 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4| (略)

5| 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済

法第九十三条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるとき」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

7| (略)

（追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例）

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の俸給年額改定率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から附則第五十七条の四までにおいて「基準額改定率」という。）を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等額」という。）は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2| 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて

法第九十三条第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるとき」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

6| (略)

当該退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、退職共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員

等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務によらない障害年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（附則第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年

度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。